



茨城県報 第 2910 号

平成29年7月10日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 指定居宅サービス事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 2
- 指定介護予防サービス事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件）（障害福祉課）…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新（障害福祉課）…………… 3
- 受胎調節実地指導員の指定（4件）（少子化対策課）…………… 4
- 大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課）…………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（4件）（中小企業課）…………… 6
- 定款変更の認可（農村計画課）…………… 11
- 県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農村計画課）…………… 11
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 11
- 道路の供用の開始（4件）（道路維持課）…………… 12
- 駐車場利用料の徴収期間（公園街路課）…………… 13
- 土地改良事業の適当決定（農林事務所）…………… 13

（ 教 育 委 員 会 ）

- 平成30年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項…………… 13
- 平成30年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項…………… 16

（ 公 安 委 員 会 ）

- 少年指導委員の委嘱…………… 19

公 告

- 茨城中央工業団地（1期地区）の造成敷地賃借人の公募について（事業推進課）…………… 19
- 公共測量の実施（用地課）…………… 20
- 公共測量の終了（2件）（用地課）…………… 20
- 開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 21
- 入札公告（漁政課）…………… 21

（ 教 育 委 員 会 ）

- 落札者等の公示…………… 26

告 示

茨城県告示第848号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0862290020	公益財団法人鹿島病院	鹿島の里訪問看護ステーション	鹿嶋市平井1129-19	訪問看護	平成29年6月30日
0873300255	社会福祉法人若葉会	みのり園指定訪問介護事業所	常陸大宮市鷹巣2243-1	訪問介護	平成29年6月1日
0872700273	有限会社大空	はあとふる指定訪問介護事業所	筑西市西保末23-5	訪問介護	平成29年6月1日
0862990025	医療法人社団広文会	訪問看護ステーションいなしきの郷	稲敷市佐原組新田1378-1	訪問看護	平成29年6月30日

茨城県告示第849号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0862290020	公益財団法人鹿島病院	鹿島の里訪問看護ステーション	鹿嶋市平井1129-19	介護予防訪問看護	平成29年6月30日
0873300255	社会福祉法人若葉会	みのり園指定訪問介護事業所	常陸大宮市鷹巣2243-1	介護予防訪問介護	平成29年6月1日
0872700273	有限会社大空	はあとふる指定訪問介護事業所	筑西市西保末23-5	介護予防訪問介護	平成29年6月1日
0870104692	有限会社光ホームヘルプ	デイサービス光ホーム	水戸市元吉田町1023-7	介護予防通所介護	平成29年6月20日
0862990025	医療法人社団広文会	訪問看護ステーションいなしきの郷	稲敷市佐原組新田1378-1	介護予防訪問看護	平成29年6月30日

茨城県告示第850号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0851100164	こばんはうすさ くら 水海道山 田教室	常総市水海道山田 町1521番地	株式会社アベ ニール	東京都荒川区西日 暮里五丁目34番2 号	平成29年 7月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第851号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810102350	就 労 支 援 セ ン ター 陽 向	茨城県水戸市小吹 町705-8	社会福祉法人梅 寿会	茨城県神栖市日川 字石塚4112番	平成29年 7月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

茨城県告示第852号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812100717	夕 な ぎ の 空	茨城県ひたちなか 市田中後45-8	株式会社アスイ ノベーション	茨城県ひたちなか 市田中後45番地8	平成29年 7月1日	就労継続支援 A型

茨城県告示第853号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810200774	self - A・ここ ろと 日立	茨城県日立市助川 町一丁目13-20 2 F	株式会社こころ と	東京都荒川区東日 暮里6-1-1- 2002	平成29年 7月1日	就労継続支援 A型

茨城県告示第854号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0813100211	デイサービスあいの家	茨城県東茨城郡茨城町小幡北山2766番36	社会福祉法人梅の里	茨城県東茨城郡茨城町小幡北山2766番36	平成29年7月1日	生活介護 短期入所

茨城県告示第855号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成29年7月3日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 澤柳 奈津子

住 所 茨城県土浦市富士崎一丁目4-21-502号 モナーク土浦

茨城県告示第856号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成29年7月3日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 渡邊 純子

住 所 茨城県筑西市折本321番地3

茨城県告示第857号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成29年7月3日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 竹村 晶子

住 所 茨城県古河市東山田4921番地

茨城県告示第858号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成29年7月3日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 増澤 ゆかり

住 所 茨城県水戸市城東 1 丁目 4 番 29 - 311 号 弓和ガーデンハウス N 棟

茨城県告示第 859 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成 29 年 7 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋 599 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ三和店

古河市諸川 498 - 2 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 小濱 裕正

(変更後) 代表取締役 石井 俊樹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成 29 年 3 月 1 日

(4) 変更する理由

代表者変更及びテナント変更のため

3 届出年月日

平成 29 年 6 月 30 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第 860 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年 7 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ三和店

古河市諸川498-2 外

(2) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 2 時～午後 9 時

(変更後) 午前 0 時～午後 9 時

(3) 変更の年月日

平成29年 7 月 1 日

(4) 変更の理由

荷さばき車両の運行計画変更のため

3 届出年月日

平成29年 6 月30日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第861号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成29年 7 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドン・キホーテ下館店

筑西市西谷貝沼堀813 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成29年3月21日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマNEW下館店

(変更後) (仮称) ドン・キホーテ下館店

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 寺崎 悦男

(変更後) 代表取締役 木村 一義

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成29年3月10日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第862号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドン・キホーテ下館店

筑西市西谷貝沼堀813 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成29年3月21日

イ 変更しようとする事項

(ア) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 22㎡

(変更後) 10.8㎡

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前0時 閉店時刻 翌午前0時

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時

(変更後) 24時間

(エ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 2箇所

(オ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時～午後7時

(変更後) 午前6時～午後9時

(3) 届出年月日

平成29年3月10日

2 市町村の意見

事 項	筑西市からの意見の概要
ア 周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項について	・ 図面 No. 3 - 2 にある出入口の廃止場所西側に消火栓が設置してある為、混雑時における路上駐車防止対策をお願いします。 ・ 出入口を拡幅する等により歩車道ブロックの撤去、あるいは歩道の切り下げがあるならば、道路法24条に基づき道路工事施行承認申請書の提出が必要となります。当課と協議して下さい。
イ 周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項について	・ 騒音について、環境基本法に基づく環境基準を満たすように努め、周辺環境の生活環境に支障をきたすことの無いように配慮すること。

理 由

・ 店舗地域住民の生活環境を保持するため。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第863号

大規模小売店舗舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間茨城県商工労働観光部中小企業課において縦覧に供する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) タイヨー藤代店

取手市宮和田字関740番3 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成28年12月26日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社タイヨー	神栖市大野原四丁目 7 番 1 号	森 田 剛

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年 8 月20日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,765㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 125台

(イ) 駐輪場の収容台数 60台

(ウ) 荷さばき施設の面積 86.5㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 63.8㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 8 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時45分～翌午前 0 時15分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 8 時

キ 届出年月日

平成28年12月19日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第864号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働観光部中小企業課において縦覧に供する。

平成29年 7 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 ファッションセンターしまむら神栖店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら神栖店

神栖市平泉字関下 1 - 77 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 29 年 2 月 9 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 55 台

(変更後) 50 台

(イ) 駐輪場の位置

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 79㎡

(変更後) 105㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 45㎡

(変更後) 43㎡

(オ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 30 分～午後 9 時

(変更後) 24 時間

ウ 変更の年月日

(ア), (イ), (ウ), (エ) 平成 29 年 10 月 1 日

(オ) 平成 29 年 2 月 1 日

エ 届出年月日

平成 29 年 2 月 1 日

2 意見の概要

意見なし

第 2 カスミ藤代店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ藤代店

取手市藤代字蔵前 634 番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 29 年 2 月 23 日

イ 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 2 時～午後 6 時

(変更後) 午前 2 時～午後 9 時

ウ 変更の年月日

平成 29 年 2 月 16 日

エ 届出年月日

平成29年 2 月15日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第865号

清明川土地改良区から平成29年 6 月21日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年 6 月30日認可した。

平成29年 7 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第866号

県営松原地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・区画整理）については、平成26年 3 月11日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成29年 7 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第867号

平成14年 5 月16日付けで計画を確定した県営大宝地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・区画整理）については、平成29年 3 月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成29年 7 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年 7 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 7 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
取手市白山七丁目甲65番4地先から 取手市取手字大鹿橋乙231番2地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 50.9	24	
	最小 33.5		区 域 追 加	
	新	最大 61.3		24
最小 33.5				

茨城県告示第869号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年7月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高萩埜線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字下手綱字北中町657番2から
高萩市大字下手綱字北中町658番7まで
- 3 供用開始の期日 平成29年7月12日

茨城県告示第870号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年7月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 取手市白山七丁目甲65番4地先から
取手市取手字大鹿橋乙231番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年7月10日

茨城県告示第871号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年7月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎潮来線
- 2 供用開始の区間 稲敷市下太田字諏訪原4611番4から
稲敷市小野字寺内694番まで
- 3 供用開始の期日 平成29年7月10日

茨城県告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成29年7月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 つくば市上岩崎字日枝西1158番2地先から
つくば市上岩崎字日吉西1156番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年7月10日

茨城県告示第873号

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第7条第2項の規定に基づき、大洗公園駐車場の利用に関し、利用料金を納付しなければならない期間を以下のとおり定める。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 期 間
平成29年7月15日から平成29年8月20日まで

茨城県告示第874号

常北土地改良区から平成29年6月19日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・農業用用水）那珂西2期地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により同年7月3日付けで適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成29年7月10日

茨城県県央農林事務所長 塩 原 克 己

- 1 縦覧に供する書類
那珂西2期地区土地改良事業計画書（農業用用水）の写し
常北土地改良区定款の写し
- 2 縦覧の期間
平成29年7月11日から平成29年8月8日まで
- 3 縦覧の場所
茨城県県央農林事務所土地改良部門

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第16号

平成30年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成29年7月10日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

平成30年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項

平成30年度茨城県立高等学校全日制課程及び定時制課程の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。

1 基本方針

茨城県立高等学校の入学者選抜は、各高等学校の課程及び学科の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとし、募集定員の許す限り入学を許可するものとする。

2 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者又は平成30年3月該当見込みの者

3 募集の課程、学科及び定員

別に定める。

4 一般入学

すべての高等学校で共通選抜を実施するほか、高等学校の裁量で文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。

- (1) 志願校、課程及び学科の選択については、次のとおりとする。

ア 入学志願は、1校1課程1学科に限る。ただし、共通選抜においては、同一校の同一課程における農業、工業、商業及び水産に関する学科については、それぞれの学科内において第1及び第2の志望順位をつけて同時に2学科まで志願することができる。

また、募集学級数1の普通科のコースを志願する場合は、同一校の普通科を第2志望として志願することができ、3部制の定時制課程における午前の部及び午後の部の志願者については、同一校の午前の部及び午後の部に第1及び第2の志望順位をつけて志願することができる。

イ 入学志願者は、入学願書の提出後、学力検査実施前の別に定める期間において、1回に限り志願先（課程及び学科を含む。）を変更することができる。

- (2) 志願の手続については、次のとおりとする。

ア 入学志願者は、入学願書を、自らが卒業した、修了した、若しくは在籍する中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、特色選抜に志願する者は、併せて志願理由書を提出する。

イ 中学校長は、志願先高等学校ごとに、入学志願者から提出された入学願書及び特色選抜における志願理由書のほか、入学志願者の調査書を提出期間内に志願先高等学校長に対して提出するものとする。

ウ 入学願書等の提出については、郵送を認める。

なお、詳細は別に定める。

- (3) 入学者の選抜は、調査書、学力検査の成績等を用いて行う。

ア 共通選抜については、次のとおりとする。

(ア) 調査書の様式は、別に定める。

(イ) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含む。）とし、各教科とも50分間で行う。

なお、その出題内容は、中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示）に基づくものとし、配点は各教科それぞれ100点満点とする。

- (ウ) 普通科の体育コース及びスポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科の志願者については、別に定めるところにより、実技検査を平成30年3月7日（水）に行う。
- (エ) 定時制課程の志願者については、志願先高等学校長が必要と認める場合は、別に定めるところにより面接を行うことができる。

なお、多部制の定時制課程において面接を実施する場合は、平成30年3月7日（水）に行う。

- (オ) 学力検査を国語、数学及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含む。）とする定時制課程においては、面接を実施し、さらに、志願先高等学校長が必要と認める場合は、作文を実施することができる。

イ 特色選抜については、次のとおりとする。

- (ア) 各高等学校は、文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。
 - (イ) 特色選抜枠は、すべての学科において、募集定員の50パーセントを上限とする。
 - (ウ) 特色選抜を実施する学科においては、(3)アの(イ)に定める学力検査に加えて、特色選抜の志願者に対して面接を実施するほか、作文、実技検査を実施することができる。
- (4) 学力検査は、平成30年3月6日（火）に行い、特色選抜面接等は、平成30年3月7日（水）に行う。
- (5) 合否判定方法は、次のとおりとする。

ア 特色選抜

特色選抜枠の合格者の決定は、次のように行う。

- (ア) 特色選抜に出願した受検者について、調査書、学力検査の成績、面接の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。学力検査以外の選抜資料の配点等、選抜方法の詳細については各高等学校が定める。
- (イ) 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、特色選抜に出願しなかった他の受検者と併せて「イ 共通選抜」により合否判定を行う。

イ 共通選抜

一般入学志願者のうち、「ア 特色選抜」で合格と判定された者を除く受検者の合否判定は、次のように行う。

- (ア) 共通選抜の対象となる受検者全員について、学力検査の得点合計の順位が募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数の80%以内にあり、かつ、調査書の評定合計の順位が募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数以内にある者をA群とし、残りをB群とする。A群に属する者は、原則として合格とする。ただし、調査書の記載事項又は学力検査の結果に特に問題のある者は保留とし、B群に加える。
 - (イ) B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法は、学力検査の結果を重視した選抜及び調査書の記録を重視した選抜により、合格者を決定する。この2つの選抜で合格する人数の比率は、20：80、30：70、40：60、50：50、60：40、70：30、80：20の中から各高等学校が決定する。
 - (ウ) 受検者数が募集定員内にあるときには、「募集定員」を「受検者数」と読み替えて選抜する。
- (6) 合格者の発表は、平成30年3月14日（水）に行う。

5 第2次募集

- (1) 合格者が募集定員に満たない学科（コースを含む。）について、第2次募集を実施する。ただし、第2次募集においては、特色選抜は実施しない。
- (2) 志願校及び学科の選択については、一般入学の(1)のイに準ずるものとする。

- (3) 第 2 次募集における志願の手続については、一般入学の(2)に準じて行う。
- (4) 第 2 次募集の選抜は、調査書、学力検査の成績及び面接の結果等を用いて行う。
- ア 調査書は、一般入学に用いるものと同じ様式とする。
- イ 学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含まない。）の 3 教科とし、各教科とも 50 分間で行う。
- なお、出題内容及び配点は、一般入学と同様とする。
- ウ 普通科の体育コース及びスポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科の志願者については、別に定めるところにより、実技検査を行う。
- (5) 学力検査は、平成30年 3 月 20 日（火）に行う。
- (6) 第 2 次募集における合否判定は、一般入学の共通選抜に準じて行う。
- (7) 合格者の発表は、平成30年 3 月 23 日（金）に行う。
- (8) 定時制課程の追加入学については、別に定める。

6 特例入学者選抜

次により実施するほか、詳細は別に定める。

(1) 帰国子女の特例入学者選抜

全校の全日制課程及び定時制課程において、平成30年 3 月 6 日（火）に実施する。

(2) 外国人生徒の特例入学者選抜

(1)と同じ。

(3) 成人特例入学者選抜

全校の定時制課程において、平成30年 3 月 6 日（火）に実施する。

第 2 次募集を行う場合は、平成30年 3 月 20 日（火）に実施する。

7 連携型中高一貫教育校の入学者選抜

茨城県立小瀬高等学校の入学者選抜については、平成30年 3 月 7 日（水）に実施する。

なお、詳細は別に定める。

8 通信制課程の入学者選抜

茨城県立水戸南高等学校通信制課程の入学者選抜については、別に定める。

9 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項については、別に定める。

茨城県教育委員会告示第17号

平成30年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成29年 7 月 10 日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

平成30年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項

平成30年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の第 1 学年生徒の募集及び入学者の選抜は、この要項の定めるところにより行う。

1 基本方針

茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜は、各学校の特色を踏まえ、学習活動への適応能力、学ぶ意欲その他の適性を判定して行うものとする。

2 応募資格

応募できる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を平成30年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 保護者とともに県内に居住する者（入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な者を含む。）

3 通学区域

県内全域とする。

4 募集定員

別に定める。

5 志願の手続

(1) 出願受付期間

平成29年12月1日（金）から12月5日（火）までの期間内に必着
ただし、土、日を除く。

(2) 出願方法

志願者は、茨城県立中学校（以下「県立中学校」という。）長又は茨城県立中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）長あて、出願書類等を受付期間に必着するよう簡易書留の配達日指定郵便により郵送する。

(3) 出願書類等

- ア 入学願書
- イ 受検票
- ウ 写真票
- エ 志願理由書
- オ 調査書

(4) 県外からの転居予定者の入学志願申請

県外に住所を有する者で、入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な志願者については、県立中学校又は県立中等教育学校に連絡のうえ、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」及び「転入先の住居を証明する書類」を、原則として平成29年11月13日（月）から11月17日（金）までの間に県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

6 調査書の作成

- (1) 調査書は、志願者の在籍する小学校に校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、作成する。
- (2) 調査書の作成に当たっては、別に定める「調査書作成要領」に従って行う。

7 選抜検査

(1) 実施期日

平成30年1月6日（土）

(2) 実施会場

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校

ただし、志願者数によっては近隣の県立高等学校を実施会場とする場合がある。

(3) 実施方法及び内容

ア 適性検査Ⅰ（45分間）

小学校で学習した内容を基に、思考力、判断力及び課題を発見し解決する力などをみる。

イ 適性検査Ⅱ（45分間）

文章や資料を基に、読解力、分析力及び自分の考えを表現する力などをみる。

ウ 面接 (1 グループ20分間程度)

5 人程度を 1 グループとした集団面接とし、学習への意欲や 6 年間一貫の学校生活への適性などをみる。

※ 県立中学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に係る適性検査問題の出題内容は、小学校学習指導要領 (平成20年 3 月文部科学省告示) に基づくものとする。

(4) 日程

8 : 40 集合

8 : 40 ~ 9 : 00 点呼, 諸注意

9 : 30 ~ 10 : 15 適性検査 I

10 : 45 ~ 11 : 30 適性検査 II

11 : 40 ~ 11 : 45 諸連絡

11 : 45 ~ 12 : 30 昼食

面接 (各学校の計画による時間で実施)

(5) 受検上の特別措置

障害や病気等により、適性検査及び面接を受ける上で特別な措置を必要とする志願者の保護者は、「受検上の特別措置申請書」を原則として平成29年11月24日 (金) までに県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

8 選抜方法

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、調査書及び志願理由書の内容並びに適性検査 I、適性検査 II 及び面接の結果を総合的に判断して、合格者を決定する。

9 合格者の発表

平成30年 1 月17日 (水) 午前 9 時に、インターネットを利用し県立中学校又は県立中等教育学校が合格者の受検番号を発表する。

また、志願者本人あて「選抜結果通知書」を送付する。

10 入学予定者の手続

(1) 入学確約書の提出

合格者の保護者は、平成30年 1 月19日 (金) 及び22日 (月) の午前 9 時から午後 5 時までの間に、「入学確約書」を県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなす。

(2) 入学予定者証明書の交付

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、「入学確約書」を提出した保護者に「入学予定者証明書」を交付する。

「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、速やかに、入学予定者が在籍する小学校の校長に県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を申し出るとともに、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学することを「入学予定者証明書」を添えて届け出るものとする。

(3) 入学の辞退

「入学確約書」を提出した入学予定者については、原則として入学の辞退は認めない。

11 欠員の補充

(1) 県立中学校長及び県立中等教育学校長は、入学辞退者が生じた場合は、速やかに新たな合格者を決定し、保護者に対し入学の意志を確認し、入学予定者の補充を行う。

(2) 入学の意志の確認は、原則として平成30年 1 月23日 (火) 及び 1 月24日 (水) に行う。

12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

## 茨城県公安委員会告示第65号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月10日

茨城県公安委員会委員長 鬼 澤 邦 夫

| 氏 名     | 連 絡 先      |
|---------|------------|
| 青 木 勝 照 | 笠間警察署生活安全課 |

~~~~~  
公 告
~~~~~

## ●茨城中央工業団地（1期地区）の造成敷地賃借人の公募について

茨城中央工業団地（1期地区）の造成敷地についてその賃借人を次のとおり公募します。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 造成工場敷地の所在地

東茨城郡茨城町中央工業団地

## 2 賃貸借の対象区画

| 区画番号  | 面積 (㎡)     | 摘要    |
|-------|------------|-------|
| 第4号画地 | 105,845.19 | 分割利用可 |
| 第5号画地 | 27,957.66  | 分割利用可 |

注：賃貸借とは建物の所有を目的としない土地の貸付をいう。

## 3 賃料

第4号画地 988円 / ㎡ (年額)

第5号画地 896円 / ㎡ (年額)

なお、賃貸借により土地を借り受ける者は、県に対し土地の貸付に係る賃借人の債務履行を担保するため、保証金を県に預託すること。ただし、知事が特に認める場合には、保証金を減免することができる。

## 4 申込資格

次の各号の要件を満たす者であること。

- (1) 造成敷地において、自ら製造及び製品の保管を行う者であること。
- (2) 工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。
- (3) 借地の対価の支払能力を有する者であること。
- (4) 土地利用計画及び資金計画が適正な者であること。

- (5) 土地の引渡しの日から2年以内に工場等の建設に着手し、かつ、3年以内に操業を開始できる者であること。
- (6) 公害の防止については、関係法令を遵守し、賃借人の責任と負担において防止措置を十分に講ずることができ、かつ、公害防止に関する協定を締結できる者であること。
- (7) 良好な環境景観の形成及び保全に関する協定を締結できる者であること。
- (8) 上記(1)～(7)に加え、次の事項も満たすこと。

ア 設置した施設等については、事業終了後、事業者の負担と責任において速やかに撤去し、土地を現状に復して県へ返還すること。

イ 対象地内には、土地に定着し、永続性のある建築物で独立して登記できる建物を設置することはできないものとする。ただし、簡易な建物で、あらかじめ県の承諾を得たものについては、この限りではない。

ウ 賃貸借契約の期間は、原則として10年以内とする。

#### 5 申込みに必要な書類

当県所定の様式による。

#### 6 申込期間

平成29年7月11日(火)から平成29年7月18日(火)まで

(原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、茨城県の休日を定める条例(平成元年条例第7号)第1条に定める休日は除く。)

#### 7 申込受付場所及び連絡先

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企画部事業推進課(電話 029-301-2752)

### ●公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 大子町
- 2 作業種類 公共測量(レベル2500地形図作成)
- 3 作業期間 平成28年8月3日から  
平成29年7月31日まで
- 4 作業地域 大子町内(11.25km<sup>2</sup>)

### ●公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年7月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 茨城県水戸土木事務所
- 2 作業種類 公共測量(基準点測量)

- 3 作業終了日 平成29年 6 月20日  
 4 作業地域 東茨城郡茨城町小鶴～東茨城郡茨城町蕎麦原地内

- 1 測量機関 阿見町荒川本郷第一土地区画整理組合  
 2 作業種類 公共測量（2級基準点設置測量）  
 3 作業終了日 平成29年 6 月21日  
 4 作業地域 阿見町の一部（荒川本郷地区）

#### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年 7 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字大室字仲ノ町1137番 4, 1139番 3, 1140番 1, 1143番 1, 1144番 1, 1145番 1, 1146番 1, 1147番 1, 1148番 1, 1149番 1, 1150番 1, 1151番 1, 1153番, 1154番, 1155番, 1157番, 1158番, 1159番, 1161番, 1162番, 1163番, 1165番, 1166番, 同番 1, 1167番, 字反町1173番 1, 1174番 1, 1175番, 1176番, 1177番 1, 同番 2, 1181番 1, 同番 2, 1182番 1, 同番 2, 1183番 1, 同番 2, 1184番, 字竹塚1185番 1, 同番 2, 1186番 1, 同番 2, 1187番, 1188番 1, 同番 2, 1189番 1, 同番 2, 1190番 1, 1191番, 1192番 1, 同番 2, 1193番 1, 同番 2, 1194番, 1195番, 1196番, 1197番, 1198番, 1199番, 1200番, 1201番, 1202番, 1203番, 1204番, 1205番, 1206番, 1207番, 1208番, 1209番, 1210番, 1211番, 1212番, 1213番, 1214番, 1215番, 1216番, 1217番, 1218番, 1219番, 1220番, 1221番, 1222番, 1223番, 1224番, 1225番, 1226番, 1227番, 1228番, 1229番, 1230番, 1231番, 1233番, 1234番, 1236番 2, 同番 3, 同番 4, 同番 6, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番 10, 同番 11, 同番 12, 同番 13, 同番 15, 同番 17

#### 2 事業主の住所及び氏名

茨城県稲敷郡阿見町青宿50

学校法人 霞ヶ浦高等学校

理事長 浅 田 順

#### ●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成29年 7 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称

## 茨城県漁業取締船代船建造工事

## (2) 工事の内容等

- ア 船質 鋼 (上部構造物は耐食アルミニウム合金)
- イ 船型 一層甲板船
- ウ 全長 約39.00m
- エ 型幅 約6.40m
- オ 型深さ 約3.00m
- カ 計画満載喫水 約2.50m
- キ 計画総トン数 約80トン
- ク 推進機関 中速ディーゼル機関 (連続定格出力1,471kW) 1基
- ケ 航海速力 15.0ノット以上
- コ 最大搭載人員 9名
- サ その他 入札説明書及び仕様書による。

## (3) 納入期間

契約日から平成31年3月15日まで

## (4) 納入場所

茨城県ひたちなか市 那珂湊漁港

## 2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部漁政課 調整・漁船グループ 担当 所

電話 029-301-4080 (直通)

FAX 029-301-4089

所属メールアドレス gyosei@prefibaraki.lg.jp

## 3 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 平成9年度以降において、「漁業取締り、実習・調査等を目的とする国又は地方公共団体の船舶で国内総トン数50トン以上の鋼製船舶」を建造した実績を有する者であること。
- (5) 当該工事を施工するために必要な建造用船台を現に有している者であること。
- (6) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。  
紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

## 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

### (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

#### ア 期間

入札公告の日から平成29年7月24日(月)まで

#### イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

### (2) 茨城県農林水産部漁政課

#### ア 期間

入札公告の日から平成29年7月24日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日  
を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

#### イ 場所

2の担当部局に同じ

## 6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問  
がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

#### ア 質問受付期間

公告の日から平成29年8月15日(火)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しな  
いので留意すること。

#### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

#### ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファ  
クシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

#### ア 日時

平成29年8月17日(木)午後5時まで

#### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリで  
も回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持  
参により、入札説明書別添様式1の一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3(4)及び  
(5)に係る書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

平成29年7月24日(月)午後4時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

電子調達システムにより、「入札参加登録シート(テキストファイル)」を送信の上、提出物一式は、別途、郵送、  
持参又は所属メールアドレスの方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成29年8月3日(木)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る工事の名称、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年8月21日(月)午後2時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、持参の場合は上記日時までに、また、郵便の場合は平成29年8月18日(金)午後5時までに2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成29年8月21日(月)午後3時

イ 場所

茨城県庁行政棟1階 入札室1

9 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の提出方法は、封書にて2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る工事の名称、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「工事費内訳書在中」と朱書きするものとする。

また、郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

(3) 工事費内訳書の提出期限は、前記8の(2)の入札書の持参又は郵便の場合の提出期限と同じものとする。

(4) 工事費内訳書の項目は別冊金抜設計書と同じとする。

(5) 工事費内訳書は、返却しない。また、引き替え、変更又は取消しは認めない。

(6) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。



(7) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

#### 10 予定価格

607,872,600円 (消費税及び地方消費税を含む。)

#### 11 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則 (平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。) 第143条第2項第3号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第138条第2項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

#### 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時まで電子調達システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名押印を欠くとき

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき

(12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(14) 工事費内訳書を提出しない者がした入札

(15) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 13 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 14 調査基準価格

設定しない。

#### 15 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 16 契約の締結

- (1) 工事請負契約の締結にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、契約担当者から交付された工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (2) 落札決定後、議会の議決までの間に落札者が倒産となった場合、入札参加者の資格制限又は指名停止を受けた場合等は、本契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。

#### 17 詳細は入札説明書による。

#### 18 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

#### 19 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :  
Fishery patrol ship made ( 1 ship)
- (2) Delivery period :  
March 15, 2019
- (3) Delivery place :  
Nakaminato fishing port, Hitachinaka-shi, Ibaraki-ken
- (4) Time limit for tender:  
Time limit of tender(by hand):2:00 p.m., August 21, 2017  
Time limit of tender(by mail):5:00 p.m., August 18, 2017  
Time limit of tender(by electronic procurement bid system)  
:2:00 p.m.,August 21, 2017
- (5) Contact Point for the notice :  
Fisheries Administration Division, Ibaraki Prefectural Government  
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan  
Phone : 029-301-4080

~~~~~  
(教 育 委 員 会)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成29年7月10日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合には、その理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県立学校統合型校務支援システムサービス提供業務一式 ②教育庁学校教育部高校教育課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③平成29年6月6日 ④茨城県水戸市南町3丁目4番地14号 株式会社日立システムズ茨城支店 ⑤122,951,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) ⑥総合評価一般競争入札 ⑦平成29年4月3日 ⑨総合評価一般競争入札結果表

No	入札者名	技術評価点	価格評価点	総合評価点	順位	備考
1	株式会社日立システムズ 茨城支店	616.7	149.4	766.1	1	落札

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)